平均した飼料自給度を向上させる。
（少くとも六〇％以上）
(ロ)乳牛の飼養管理の改善、空胎防止等により乳牛の経済的年令を延長させる。
(ハ)乳牛の飼養規模拡大をはかり、酪農家一戸当り二～三頭の飼育により労働費を節減する。
(ニ)乳牛一頭当りの産乳能力を向上させ良質な牛乳の生産に努め不良乳を防止する。

県としては、本年度から三カ年間計画で県下の主な酪農地帯を選び、市町村を単位に酪農経営の実態と問題点をとらえて、具体的な酪農経営改善計画をたてるようにし、又これに対し援助指導を行うようにしている。計画をたてた市町村は第一次計画として三～四年継続的にこれをおし進め酪農経営の体質改善をはかり、又これと併行して飼料の自給促進事業と乳牛の産乳能力検定事業を進めていきたい。

牛乳流通の改善合理化へ……★

酪農団体の組織を強化して、県酪連による一元集荷、多元販売を確立し集乳の組織と施設を整備していきたい。又処理及び販売の機構については調査をしながら処理所の統廃合と販売組織等について検討し改善合理化へ進みたい。

牛乳の消費普及と拡大……★

食生活改善と漸次食糧化していくことを目標に牛乳々製品の普及啓蒙を行うと共に牛乳学校給食、牛乳集団飲用、農村牛乳々製品啓蒙事業等により牛乳の消費普及を進めていきたい。

乳価対策について……★

恒久的対策としては、乳価算定方式を確立し乳価支持価格制度のようなものが国において行われることが必要と思われるが、当面の問題としては生産費の引下げ、流通の改善合理化、消費普及拡大により需給の均衡をはかることが先決と思われる。乳価は生産者と乳業者との団体交渉により決定していくことが本筋であるが、国や県は国策として推進されている酪農を健全に発展させていくためには、必要に応じ、生乳の取引乳価の指導を行い、又生乳の取引の紛争が生じた場合はあっ旋や調停を行つて公正な牛乳の取引が行われるよう進めていきたい。

又乳価問題は、基本的には需給の均衡如何により左右されることが大きいがこれと合せて今後は乳質が非常に問題になつてくると思われるので、乳質改善指導を行い生産者の実質乳価の向上と牛乳の消費普及に寄与するとゝもに、一方においては県酪農連の一元集荷多元販売に伴つて乳価の一本化について、県下一円にわたるよう検討しながら拡大していきたい。

その他の問題

① 酪農対策については、広く生産流通、消費界及び学識経験者等の意見も聴取しながら実現性があり効果のあるものから逐次とりあげていきたい。

② 酪農情勢の推移に対処するため、地域的に今後の酪農推進計画を樹て安定した基盤を作りあげるようにしたい。

× × ×

以上、本県の酪農の現況と今后の対策について主な点をのべましたが、要するに今后の酪農は生産、流通、消費にわたる総合的立場による対策の実施によつてのみ健全な酪農が打ちたてられていくのです。

又本県の酪農は、地力の維持増進、災害の回避、草資源の改良による利用、稲早期栽培のあと作（飼料作物）の利用、畑作振興等からもその発展が必要ですが要は、飼養頭数の増加に目を奪われるということでなく、飽くまで健全な酪農の発展という基本的な考え方に立つて、関係者のご協力の下に推進していきたいと思います。

（畜産課）

この機会をお見のがしなく…

▼第11回全九州畜産共進会へ！

▶ と き・12月4日―7日
▶ ところ・玉名市玉名農校
▶ 主な出場家畜・和牛、肉牛、種馬、緬羊、山羊、豚、鶏

県産業能率研究所とは

県の産業能率研究所は、単なる研究機関ではなく、中小企業の経営合理化を促進するために設けられた、県の指導機関です。したがつて、その仕事の中心をなすものは、中小企業の経営合理化指導のための企業診断であり、あわせて、診断や経営指導に必要な各種の調査研究を行い、又、中小企業者の経営相談にも応ずることになつています。

もつとも、このような仕事は、昭和二三年来、国の制度として創められた中小企業診断制度にもとづき、県の商工課で（本年七月からは商政課）継続実施してきているわけですが、この仕事の専門化特殊化が進んできましたので、本年になつて診断専門機関として商政課より分離独立させたのが、産業能率研究所なのです。

＊

ところで、「企業診断」とはどのようなことかという疑問をお持ちになる方もあることでしよう。

ご承知のように企業というものは、人間の身体と同じくいろいろな部門――例えば生産、販売、購買、労務等経営各部門の有機的総合的活動によつて運営されていますが、このうちの一つにでも故障や欠陥（無理と無駄）があると、企業活動は円滑に行きません。つまりその企業は病気にかかつているわけで、人間ならばこのような場合医者に診断してもらつて、病状に適応する治療を受けるわけですが、中小企業に対しては国や都道府県五大市が医者に相当する仕事をサービスしようというわけです。いま少し具体的にいいますと「中小企業の求めに応じて、〃科学的経営管理法〃と呼ばれるいわば企業経営のための医学を身につけた専門家を無料で派遣し、企業の経営状態について各部門ごとに、調査分析を行い、その企業の欠陥を究明して、これを合理化するための方法を勧告し指導しよう」というのです。

なお、念のため、次の点をつけ加えておきましよう。

＊

(1) 研究所の行う診断はすべて無料です。つまり診断制度は前述のように、中小企業者に経営合理化の意欲を喚起し、合理化実施のためのお手伝いとして、適切な助言と指導を提供しようというのですから、診断を受ける工場なり、商店には費用の負担はいつさいかけないことになつています。

＊

(2) 診断の結果、経営者に対し口頭および文書で経営改善のための勧告がなされますが、この勧告を実施するかどうかは全く自由で、受診者は何等の拘束もうけるわけではありません。

＊

(3) 診断に当つて診断員は、企業の各部門についていろいろな調査を行い、又説明を求めますが、こうして知り得た内容については絶対に他に洩らしてはならないことになつていますから、企業の秘密保持で心配する必要はありません。

＊

(4) 診断の申込みは、県商政課内の研究所備えつけの申込書によるのが望ましいのですが、電話やハガキによる申込みでも差支えありません。

＊

以上で企業診断とはどういうことか大体おわかりいただけたかと思います。

なお、この診断には、商店、工場、鉱山等の個々の企業を対象とする個別診断のほかに、産地や商店街等を対象とする集団診断もあります。

（商政課）

「手足の不自由な子どもを育てる運動」にご協力を！

★ 全国に小児マヒ、骨関節結核による肢体不自由児が40万もいます。

★ この不幸な子どもたちへの治療と教育を、より活発に進めるため、いま全国運動としてこの運動が展開されています。

運動期間 11月10日 → 12月10日